アジアの友　第547号　　2021年9月20日発行

地殻変動を起こす日本語教育
－日本語教育推進法の意義と概要－

公益財団法人アジア学生文化協会
理事長　白　石　勝　己

1　日本語教育推進法の成立と社会的背景

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が議員立法で成立した。4章28条の条文と附則からなり、今後の日本語教育の方向性を示すものとなっている。このように外国人等[1]の日本語教育が政治課題として大きく取り上げられることとなった背景としては、日本の急激に進む少子高齢化と産業力維持のための外国人労働力の移入問題が存在する。従来の政府方針としては、外国人の単純労働への就労は認めず、外国人材の話題を扱う際には、「高度人材」という枕詞がつけられることが常であった。一方、ニュースなどでは外国人労働者の数に関し、度々取り上げられるようになり、2019年には外国人労働者数166万人、うち技能実習生は38万人（23%）、留学生のアルバイト等の資格外活動は37万人(23%)などと報道された。当然ながら、これら技能実習生にしても留学生のアルバイトにしても、労働政策の本道として組み込まれたものではなく、技術移転や勉学という本来の目的とは別に、付加的に労働者数に加えられたものである。その数が外国人労働者数の50%近くとなり、現場労働力として日本社会を支えているという現実に対し、制度矛盾が限界に達したと見ることもできる。外国人の現業労働に関して、政府の方針として政策に表されたのは、2015年の日本再興戦略改訂版が初めてではないだろうか。そこには以下のように記載されている。

「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。」

「移民政策と誤解されないような仕組」と注釈をつけるところに、それまでの政府方

1. 日本語教育推進法では日本に居住する外国人の他、海外に在住する邦人の子、さらに海外に移住した邦人の子孫なども日本語教育の対象とされるため、本稿でも「外国人等」と記載

針を踏襲し長期定住する外国人の受入れには抵抗する雰囲気は残しているが、中長期的に受入れの方針を表明せざるを得なくなった現実があった。

日本再興戦略（改訂2015年）が公表された後、2016年5月には自民党政務調査会「労働力確保に関する特命委員会」で、外国人労働についてさらに具体的に踏み込んだ『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』が提出され「個別に精査し就労目的の在留資格を付与して外国人の受入れを進める」旨が明らかにされた。

2018年7月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が組織され、半年後の12月には「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定された。同時に、その具体方策として入管法の一部改正が行われ、現業14業種を指定した「特定技能」在留資格が新設された。

このような外国人人材受入れ方針の転換と同時並行的に進められたのが、外国人材を軋轢なく受入れ、社会統合を進めるとい

図表１　日本語教育および外国人材受入れ共生に関する施策、会議等

年	月	分類	関連事項
2015	6	政策	内閣府日本再興戦略(改訂2015年)
2016	5	政策	自民党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会 『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』
	11	日本語	**日本語教育推進議員連盟結成**
2018	7	政策	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
	12	政策	**入管法一部改正「特定技能」新設**
2019	6	日本語	**第198回通常国会「日本語教育の推進に関する法律」成立**
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（19期）日本語教育能力の判定に関するWG設置
			同　日本語教育の標準に関するWG設置
	9	日本語	関係行政（省庁）による日本語教育推進会議開催
2020	6	日本語	**政府「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定**
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（20期）「日本語教育の判定基準等」に関するWG
			同 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラムの改定に関するWG」設置
2021	2	政策	出入国在留管理庁に外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置
	6	政策	**外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議10回** 外国人材受けれ・共生のための総合的対応策（令和3年改訂）発表
	6	日本語	文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（21期）「日本語参照枠」の活用に関するWG設置
			同 「生活CAN DO」に関するWG設置

う観点からの、言語政策＝日本語教育政策である。2016年11月には日本語教育推進議員連盟が超党派衆参46名の議員により結成され、2年半の検討を経て、2019年6月には冒頭で紹介した「日本語教育の推進に関する法律」（以降　推進法）が198回通常国会で議員立法により成立した。

さらにその1年後の2020年6月には、「推進法」を、より具体的な施策に落とし込んだ「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下 基本的方針）が、閣議決定として発表されるに至る。

この間、密度濃く勧められた外国人労働受入れ政策の転換と、日本語教育推進政策の経緯を図表1にまとめた。これまでは日本語教育は主として留学生政策の一環として捉えられ、一方では地域在住外国人の生活コミュニケーション問題として文化庁で検討が続けられてはいたが、総合的な国家政策として注目を集めることはなかった。外国人労働が地域産業の主要な構成基盤として位置づけられたことで、日本語教育はようやく日本社会との密接な接点を持つに至ったといえよう。

次に、推進法の個別の条文を文化庁のホームページに掲載された「概要」と「基本的方針」に沿って中身を検証してみたい。

2 「日本語教育の推進に関する法律」の成立と内容

目的（第一条関係）
（背景）日本語教育の推進は、
- **我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する。**
- **我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。**

そこで定義などを定めることにより
（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

第一条では、「基本理念を定め、国や地方公共団体、雇用主の責務を明らかにし、基本方針策定のための事項を定める」としており、この法律によって具体的な日本語教育施策を示しているものではない。個別具体的な施策は2020年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（巻末に参照資料として掲載）に明記されている。

定義（第二条関係）
この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

外国人等の「等」が付されているのは、「日

本語の通じない日本国籍を有するもの」で、推進法19条に規定する「海外に在住する邦人の子」や「海外に移住した邦人の子孫」なども推進法の対象とされるためである。確かに当方の日本語学校にも両親が日本人だが、海外育ちで日本語が十分でない学生や、国際結婚で海外で教育を受けた日本名の学生が毎年数人は在籍している。

基本理念（第三条関係）

①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保

②日本語教育の水準の維持向上

③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携

④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること

⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進

⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮

⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

⑥、⑦では、日本語教育が強制にならないよう十分理解されるよう、さらに「外国人等の家庭で使用される言語＝母語の重要性に配慮して行う」ことが条文に明記された。このことは、特に戦前の日本の植民地のように母語を排除し、日本語教育が強制的に行われることのないよう、戒めの意味を込めて入れ込まれたものとも読み解くことができよう。

国の責務等（第四条～第九条関係）

・国の責務・地方公共団体の責務・事業主の責務

・連携の強化・法制上、財政上の措置等

・資料の作成及び公表

推進法4条、5条では「国は日本語教育推進施策を総合的に策定し、実施すること」地方自治体は「地域の状況に応じた施策を策定し、実施すること」を「責務とする」旨が明記された。責務とは読んで字のごとく「責任」と「義務」であり強い表記となっている。一方事業主（外国人等の雇用主）については、「外国人等およびその家庭に対して日本語教育の機会を提供し、学習に関し支援に努める」と記載され、努力目標に留められている。これは外国人等に対する日本語教育の主体は国及び地方自治体であると読むことができる。また、8条では法制上の措置として「政府は日本語教育推進施策を実施するための法制上、財政上の措置を講じなければならない」とこちらも強い調子での記載となっている。

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。

・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

ここで言われる「基本方針案」は2020年6月「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本的方針」）として閣議決定され、公表されている。

基本的施策（第十二条〜十七条関係）
国内における日本語教育の機会の拡充
- **外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育**
- **外国人留学生等に対する日本語教育**
- **外国人等の被用者等に対する日本語教育**
- **難民に対する日本語教育**
- **地域における日本語教育**
- **日本語教育についての国民の理解と関心の増進**

推進法12条から16条までは日本語教育の対象が記載されており、「基本的方針」ではそれぞれの対象に対する現状分析と教育内容、施策例が明示されている。特に12条「外国人等幼児・児童・生徒に対する日本語教育」では、多岐にわたる具体的施策例が挙げられており、日本語教育そのものというよりも、未就学児童が多数存在しその就学状況が確認できていない問題などが取り上げられ、その延長線上で日本語指導教員の定数配置、日本語指導補助者や母語支援員の養成・活用などの施策が例示されている。中学、高校の外国人生徒に対しては、キャリア教育、高校入試での特別定員枠の設定、特別支援教育担当教員の外国人の子供への対応、夜間中学の配置まで踏み込で記載されている。

13条外国人留学生に対する日本語では、日本での就職に向けた日本語教育の充実に触れ、「基本的方針」では専修学校が日本語教育機関および産業界と連携して、卒業後国内で就職するというモデルを施策例として挙げている。このような動きはすでに看護・介護分野では始まっている。

14条は被用者の外国人等に対する日本語教育で、「基本的方針」では事業主は職業訓練として専門的日本語習得の支援を行うとされ、都道府県及び指定都市が就労者およびその家族を含む外国人等の総合的日本語教育体制づくりを推進する、と記載されている。

15条は難民に対する日本語教育が定められている。現在日本では難民の認定率が非常に低いことが問題とされ指摘されているが、将来的に門戸を広げていくことを想定した記述であろうか。「基本的方針」では「第三国定住難民の受け入れ拡大という政府方針を踏まえ」[2]との記載がある。

海外における日本語教育の機会の拡充（十八条・十九条関係）
- **海外における外国人等に対する日本語教育**
- **在留邦人の子等に対する日本語教育**

18条、19条は海外での日本語教育、在

2: 内閣官房　難民対策連絡調整会議　第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について
2020年6月　https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/pdf/r010628_1.pdf

外邦人子弟への日本語教育についての条文で、「基本的方針」では国際交流基金（Japan Foundation JF）の施策として記載されている。

日本語教育の水準の維持向上等（第二十条～二十三条関係）

- **日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上**
- **日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等**
- **教育課程の編成に係る指針の策定等**
- **日本語能力の適切な評価方法の開発**

20条から23条は日本語教育の実質的な中身を扱っており、日本語教育施策が定められている部分である。しかし推進法上の各条文はすべて大括りに「必要な施策を講ずる」という書き方になっていて、具体的な内容は「基本的方針」に譲っている。

20条、日本語教育機関における水準の維持は、「基本的方針」において法務省告示日本語教育機関[3]が対象とされており、2020年8月告示基準の改正により入管への在留管理報告などが厳格化されたことに期待を寄せている。施策例として「日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより、日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る」と記載されている。

21条は日本語教師の資格に関するもので、「基本的方針」では「日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い必要な措置を講ずる」と書かれている。具体的な検討については2019年6月より、文化庁日本語教育小委員会の中に作られた「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ」で行われ、9回の審議を経て2021年8月に報告書[4]が提出された。【次節で概要解説】

22条、23条は教育課程編成上の指針および日本語能力の評価指標の設定についてであり、「基本的指針」ではCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）[5]を参考に日本語教育参照枠を策定するとしている。この策定作業も日本語教師資格の検討と同様に、2020年5月より日本語教育小委員会の中に「日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ」が作られ、最終報告[6]に向け現在も検討が続けられている。【次節で概要解説】

日本語教育に関する調査研究等（第二十四条関係）

- **日本語教育の実態、効果的な日本語教**

3. 日本語学習を目的とする外国人を対象に日本語教育を行う機関で、在留資格「留学」を付与することができる機関。日本語教育機関告示基準　令和元年8月1日一部改定　https://www.mext.go.jp/content/1422263_011.pdf
4. 日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）～日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度～ https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000223493
5. Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment
6. 日本語教育の参照枠 報告（案）令和3年7月15日 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo/nihongo_107/pdf/93240301_02.pdf

育の方法等に係る調査研究等
・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

24条、25条は国内外における日本語教育の調査と、情報集約、情報発信に関するもので、日本語教育調査は国内は文化庁により1967年から毎年[7]、国外は国際交流基金により1993年から[8]（2003年より3年ごと）すでに実施されている。

地方公共団体の施策（第二十六条関係）
・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）
・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

27条で示された日本語教育推進会議は2019年9月に第一回会議が開催された。会議の構成は文化庁次長及び外務省大臣官房国際文化交流審議官を共同議長として、内閣府、総務省、入管庁、外務省、文科省、厚労省、経産省の関係部局長からなり、必要事項の検討のため、各実務課長級による日本語教育推進会議幹事会が設置された。「基本的方針」は同推進会議および幹事会で検討、策定され2020年6月に閣議決定された[9]。

検討事項（附則第二条関係）
国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

推進法は目的に謳うように「基本理念」、国、地方自治体、雇用主の「責務」、「施策基本事項」を明示し方向性を示すにとどまっている。実際はこの「附則第2条」が具体的施策の検討と実施を指示した重要記述と

7. 文化庁　日本語教育実態調査等
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/
8. 国際交流基金 海外日本語教育機関調査　https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/
9. 文化庁　日本語教育推進会議
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin_r01/

なっていることに留意が必要である。

附則2条の一、日本語教育機関の類型とは、推進法第12条から16条までの「外国人等である幼児、児童、生徒等」「外国人留学生等」「外国人等である被用者等」「難民」「地域」における各日本語教育に対応するもの。二は法務省告示日本語教育機関、大学別科、大学聴講生などにおける在留管理体制。三は日本語教育機関の認定の在り方。四は推進法第8条にいう「財政上の措置」つまり公的支援（助成）を日本語教育機関などに行う際の適用基準などを指していると理解できる。

「推進法」及び「基本的方針」で「必要な施策を講ずる」とされた具体的な項目である「日本語教師の資格」「日本語教育機関の類型化」「日本語教育参照枠」は、文化庁文化審議会国語分化会日本語教育小委員会で検討が進められている。ここでは、れらについてその概要を見てゆきたい。

3 検討が進められている日本語教育施策

3-1　日本語教師の資格

日本語教師の資格の検討については文化庁に「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」（以下 協力者会議）が設置され2020年7月から2021年7月まで9回の会議が開催され8月20付で報告書[10]が提出されている。これによれば、国家資格としての公認日本語教師として登録されるためには以下の3つのルートがあるとされる。

① 大学、大学院の日本語教師養成コース（26単位以上で課程内で教育実習を含む）を卒業、修了した者。

② 専門学校等の日本語教師養成コース（現行の文化庁届出受理日本語教師養成研修420単位時間以上で、課程内で教育実習を含む）を修了した者。

③ 日本語教育能力を判定する筆記試験に合格し、かつ指定日本語教師養成機関における教育実習を終了した者。

これらは、現行の法務省日本語教育機関告示基準で定められている教員資格の延長線上に構想されており、ほぼ告示基準のそれと重なっている。現行告示基準との主な相違は、大学・専門学校等の日本語教師養成機関、日本語教育能力判定試験実施機関、日本語教師登録機関を文部大臣が指定することで「公認」性を担保することとなっている点と、資格取得に教育実習を課している点である。

公認日本語教師の資格を取得し登録がなされた者は、その後活動分野別（生活者、留学生、児童生徒、就労者、難民、海外等々）

10. 日本語教育の推進のための仕組みについて－日本語教師の資格及び日本語教育機関評価制度－（報告）（令和3年8月20日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_kyoin/93324301.html

の初任教師となるため養成研修を受け、それらの研修終了後に一人前（中堅）の日本語教師となるという制度設計がされている。【図表２参照】

報告書では「現職日本語教師等への資格取得方法」という一項が設けられ「現職日本語教師等が公認日本語教師の資格取得を希望する場合、原則として筆記試験合格及び教育実習履修・修了の要件を満たした上で公認日本語教師の資格を取得することとする。ただし、質が担保されている機関で一定年数以上働く等、教育の現場における実践的な資質・能力が担保される者に関しては、教育実習の免除などの配慮を検討する。（実践的な資質・能力の確認方法については慎重に検討を行う。）」としている。

これに対し日本語教育機関６団体[11]は、日本語教育推進議員連盟に対し合同で、現職者の不利益にならないよう、また実施期間、配置基準など日本語教育関係団体の意見に配慮するよう意見書を提出している。

現役の日本語教師にとっては「質が担保されている機関」とは何を意味するのかなど、また、現行の教育能力資格試験合格者で、日本語教師の経験がない者はどうなる

図表２　日本語教育人材の役割・段階・分野に応じた養成・研修のイメージ

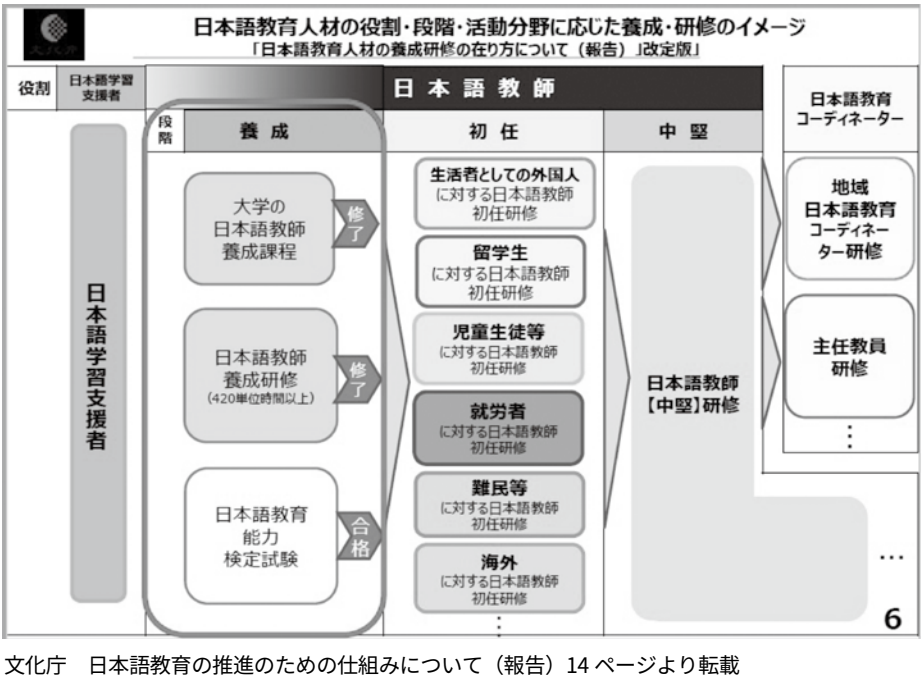

文化庁　日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）14ページより転載

11.（一財）日本語教育振興協会　（一社）全国日本語学校連合会　（一社）日本語学校ネットワーク　全国専門学校日本語教育協会　（一社）全国各種学校日本語教育協会　（一社）全日本語学校法人日本語教育協議会の６団体

図表 3　類型「留学」「就労」「生活」の全体像（案）

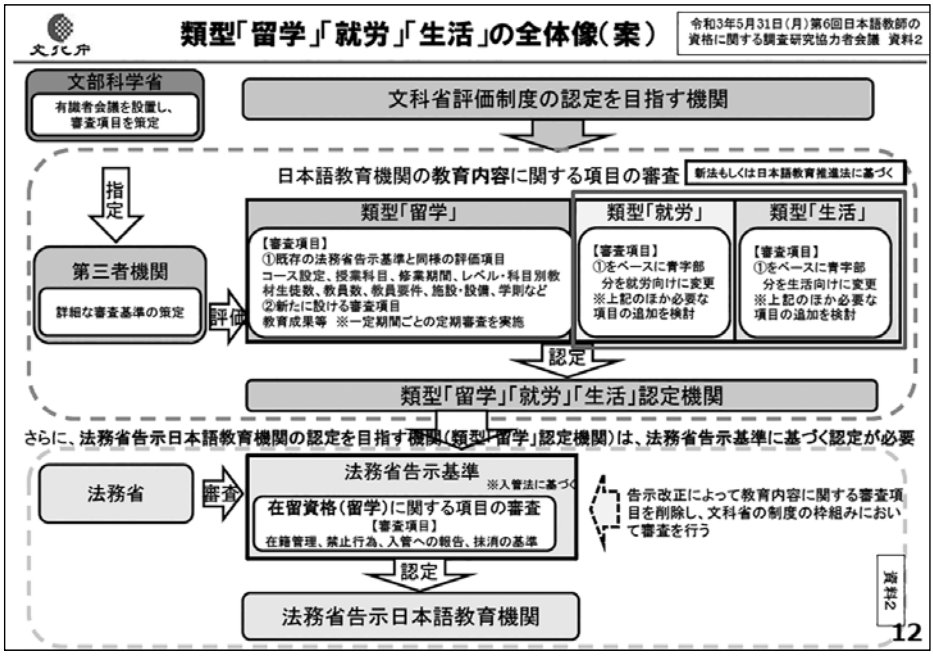

文化庁　日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）13 ページより転載

のかなど、いろいろ気になるところではあろう。本誌発行前の 9 月 17 日まで、文化庁は当報告書に対するパブリックコメントを募集しており、今後の進展を見守っていきたい。

3-2　日本語教育機関の評価と類型化

日本語教師の資格検討を行った協力者会議では、日本語教師の業の範囲を明確化する必要があるということで、日本語教育機関の類型化も含め検討することとされた[12]。推進法で示された日本語教育の対象者に対応して、機関の類型を「留学」「就労」「生活」の 3 類型とし、評価対象は日本語教育を「専ら行う機関」とされた。この評価認定は、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とし、標準を満たしさらに優良な日本語教育機関であることを表する優良機関評価制度は今後の検討事項とされている。【図表 3 参照】

類型「留学」は現存法務省告示基準の「教育」に関する部分を文部科学省が指定する第三者機関によって評価され日本語教育機関として認可する。入管法の在留管理に関する部分は法務省が審査することで、在留資格「留学」が交付できる告示日本語学校

12. 文化庁　日本語教師の資格創設及び日本語教育機関の類型化に関する検討状況 2021 年 1 月 25 日協力者会議資料 4
http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/1_bunkacho.pdf

図表３　　日本語教育の参照枠　全体的な尺度

全体的な尺度（抜粋）
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達度	日本語全体的な尺度＝CEFR	内　容
熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテクストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテクストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテクストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

・各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

文化庁日本語教育小委員会　日本語教育の参照枠報告書（案）より転載

となる、という形が提案されている。類型「留学」に大学の留学生別科を含めるかどうかについては、今後の検討事項とされた。

類型「就労」及び「生活」は「留学」の現存告示基準のうちコース設定、授業科目、レベル、教材、教員要件などの項目をそれぞれ就労向け、生活向けに変更するとしている。これに対し、日本語教育機関6団体からは、それぞれの認可所管の違いから審査書類、審査項目が重複するような屋上屋を架す制度にならないよう、意見が出されている。

3-3　日本語教育の参照枠

推進法第22条で「日本語教育課程の指針の策定に必要な施策を講ずる」ことが掲げられ、これを受け「基本的方針」ではCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、外国人等の日本語能力評価が適切に行えるよう「日本語教育の参照枠」を作成するという具体的施策例が示された。

文化庁日本語教育小委員会に設置された「日本語能力の判定基準に関するワーキンググループ」で検討がすすめられ、7月15日開催の日本語教育小委員会に「日本語教育の参照枠　報告書（案）」として提出された。同報告書では「日本語教育の包括的な枠組み」を示し各種の日本語試験の「共通指標を整備」すること、また、試験に拠らず「日本語教育の個々の現場で実施できる評価方法」を示すものとしている。

図表４　日本語教育の参照枠　言語活動の熟達度
言語能力（参照枠 Can do）の記述文

言語活動別の熟達度 日本語能力の熟達度を5つの言語活動別（「聞く」「読む」「話す【やり取り】」「話す【発表】」「書く」）ごとに6レベルで示したもの						
段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	C2レベルの聞くことの熟達度の記述	C2レベルの読むことの熟達度記述	C2レベルのやり取りの熟達度の記述	C2レベルの発表の熟達度の記述	C2レベルの書くことの熟達度の記述
	C1	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・
自立した言語使用者	B2	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・
	B1	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・
基礎段階の言語使用者	A2	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・
	A1	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・

各レベル別言語能力の記述文　参照枠Can Do 日本語を使ってどんなことができるかを「～できる」という表現で示した文						
段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	C2レベル　聞くことのCan do　の記述	C2レベル　読むことのCan doの記述	C2レベル　やり取りのCan doの記述	C2レベル　発表のCan doの記述	C2レベル　書くことのCan doの記述
	C1	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・	C1レベルの・・
自立した言語使用者	B2	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・	B2レベルの・・
	B1	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・	B1レベルの・・
基礎段階の言語使用者	A2	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・	A2レベルの・・
	A1	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・	A1レベルの・・

文化庁日本語教育小委員会 日本語教育の参照枠報告書（案）を参考に筆者作成

同報告書は 140 ページのボリュウムがあり、各レベルの参照枠、熟達度、Can Do 事例が精緻に記載されている。まずは、短期間でここまで報告書を仕上げたワーキンググループ委員に敬意を表するが、これを読み込み参照枠の構造を理解するためには専門的知識も必要で、かなりハードルが高いことも確かだろう。

具体的な「日本語教育の参照枠」の構造は主に CEFR2001 年版を参考とし[13]、「基礎段階の言語使用者」A1、A2 「自立した言語使用者」B1、B2「熟達した言語使用者」C1、C2 の 6 レベルで表される。それらは包括的なレベル表示である「全体的な尺度」、活動別に細分化して表示される「言語活動別の熟達度」、さらに具体的レベル別の Can do（～ができる）で記述される「言語能力記述」の 3 階層で整理されている。【図表 3、図表 4 参照】

外国人等の日本語能力の評価が、世界基準の指標に合わせて評価できるようになることは、意義なことではあるが、結果のみが日本語能力判定として利用され、同報告書で「目指すもの」とされる「多様な日本語使用を尊重する」という理念と、離れてしまう可能性はないかとの危惧もうかぶ。

13. 2018 年に CEFR 補遺版が、2020 年に改訂版が公開されている。

また、初期設計が緻密であればあるほど、社会や評価理論の変化に対応する制度変更が困難になるという矛盾も抱えることとなる。CEFRはすでに2018年に補遺版（CEFR COMPANION VOLUME　WITH NEW DESCRIPTORS）が出され評価が11レベルに細分化されている[14]。

その他、日本語として独自に漢字のレベル表記の研究や、児童生徒の学校教育段階と日本語教育能力の評価の相関をどうするかなど、今後の研究課題が膨大なものになることも想定しておかねばならないのだろう。

4 おわりに

本稿では日本再興戦略改訂2015年版に記載された、外国人労働受入れの基本方針の転換を機として、政府で急速に進められている外国人対応施策を日本語教育を軸に概観した。これらは将来的に多文化共生社会に移行する日本の形を方向づける転換点となると考えられる。

日本の国力を維持するための外国人労働力移入と言うとき、戦前にも国力増強のための植民地政策で、日本語教育が国策として進められたという歴史があったということは、今一度思い返されてよいだろう。

技能実習制度が技術移転という建前とかけ離れ、現場労働力として運用され、一部とはいえ人権を無視した労働搾取状態となったという報道は、過去のことではない。閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は197もの施策番号が振られて提示されたが、これはあくまで一過性の対応であり、恒久的なものとは言えないだろう。日本語教育はこの総合対応策の中で中心的な位置を占め法律として定められたが、あくまで日本語施策に限定されている。これらの施策、法律の前に、根本的な外国人の法的地位がきちんと定められた基本法が必要ではないだろうか。実は、2019年198回通常国会で立憲民主党より、国籍等による差別禁止を盛り込んだ「多文化共生社会基本法」が提出されたが、審議未了のままとなっている。「日本語教育推進法」は超党派での議員立法として国会で成立させることができたのであるから、同じように「多文化共生社会基本法」も超党派で再度国会に提出し、成立させてほしいと切に願っている。（了）

14. COMMON EUROPEAN FRAMEWORK OF REFERENCE FOR LANGUAGES:　LEARNING, TEACHING, ASSESSMENT　COMPANION VOLUME　WITH NEW DESCRIPTORS
https://rm.coe.int/cefr-companion-volume-with-new-descriptors-2018/1680787989

【参考資料】

内閣府日本再興戦略 (改訂 2015 年)
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000095797.pdf

自民党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』
https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/132325_1.pdf

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（2018 年 7 月）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/

入管法一部改正「特定技能」新設
https://www.moj.go.jp/isa/laws/h30_kaisei.html

文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（19 期）日本語教育能力の判定に関する WG 設置（2019 年 6 月）https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_kyoiku_wg/

同上　日本語教育の標準に関する WG 設置（2019 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongokyoiku_hyojun_wg/

関係行政（省庁）による日本語教育推進会議開催（2019 年 9 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin_r01/

政府「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定（2020 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf

文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（20 期）「日本語教育の判定基準等」に関する WG（2020 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_hanteikijun_wg/

同上　「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラムの改定に関する WG」設置（2020 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/92456701/

出入国在留管理庁に外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置（2021 年 2 月）https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyuukokukanri15_00001.html#:~:text=%E6%A6%82%E8%A6%81,%E3%82%8B%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 10 回（2021 年 6 月）
https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000793205.pdf

文化庁文化審議会国語分化会　日本語教育小委員会（21 期）「日本語参照枠」の活用に関する WG 設置（2021 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/nihongo_sansyo/
同上　「生活 CAN DO」に関する WG 設置（2021 年 6 月）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/cando_wg/

資料

日本語教育の推進に関する法律

令和元年法律第四十八号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本語教育の推進が、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに、我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要であることに鑑み、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「外国人等」とは、日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者をいう。

２　この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

２　日本語教育の推進は、日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

３　日本語教育の推進は、外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ、総合的に行われなければならない。

４　日本語教育の推進は、国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

５　日本語教育の推進は、海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流を促進するとともに、諸外国との友好関係の維持及び発展に寄与することとなるよう行われなければならない。

６　日本語教育の推進は、日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。

７　日本語教育の推進は、我が国に居住する幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第六条　外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

（連携の強化）

第七条　国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一

条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。）を含む。以下同じ。）、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

２　国は、海外における日本語教育が持続的かつ適切に行われるよう、独立行政法人国際交流基金、日本語教育を行う機関、諸外国の行政機関及び教育機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（法制上の措置等）

第八条　政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（資料の作成及び公表）

第九条　政府は、日本語教育の状況及び政府が日本語教育の推進に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表しなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第十条　政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二　日本語教育の推進の内容に関する事項

三　その他日本語教育の推進に関する重要事項

３　文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

５　文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

６　政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

７　第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（地方公共団体の基本的な方針）

第十一条　地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

第三章　基本的施策

第一節　国内における日本語教育の機会の拡充

（外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育）

第十二条　国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（外国人留学生等に対する日本語教育）

第十三条　国は、大学及び大学院に在学する外国人留学生等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者及び日本の国籍を有する者であって我が国に留学しているものをいう。次項において同じ。）であって日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を必要とする職業に就くこと、我が国において教育研究を行うこと等を希望するものに対して就業、教育研究等に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、外国人留学生等（大学及び大学院に在学す

る者を除く。）であって日本語能力を必要とする職業に就くこと又は我が国において進学することを希望するものに対して就業又は進学に必要な日本語を習得させるための日本語教育の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（外国人等である被用者等に対する日本語教育）

第十四条　国は、事業主がその雇用する外国人等（次項に規定する技能実習生を除く。）に対して、日本語学習の機会を提供するとともに、研修等により専門分野に関する日本語教育の充実を図ることができるよう、必要な支援を行うものとする。

２　国は、事業主等が技能実習生（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）に対して日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする。

３　国は、定住者等（出入国管理及び難民認定法別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者をいう。）が就労に必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（難民に対する日本語教育）

第十五条　国は、出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項に規定する難民の認定を受けている外国人及びその家族並びに外国において一時的に庇護されていた外国人であって政府の方針により国際的動向を踏まえ我が国に受け入れたものが国内における定住のために必要とされる基礎的な日本語を習得することができるよう、学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における日本語教育）

第十六条　国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十七条　国は、国内における日本語教育が外国人等の日本語能力を向上させるとともに、共生社会の実現に資することを踏まえ、外国人等に対する日本語教育についての国民の理解と関心を深めるよう、日本語教育に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節　海外における日本語教育の機会の拡充

（海外における外国人等に対する日本語教育）

第十八条　国は、海外における日本語教育が外国人等の我が国に対する理解と関心の増進、我が国の企業への就職の円滑化等に寄与するものであることに鑑み、各国における日本語教育の状況に応じて、持続的かつ適切に日本語教育が行われるよう、現地における日本語教育に関する体制及び基盤の整備の支援、海外における日本語教育に従事する者の養成並びに使用される教材（インターネットを通じて提供することができるものを含む。）の開発及び提供並びにその支援、海外において日本語教育を行う教育機関の活動及び日本語を学習する者の支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　国は、外国人等であって我が国への留学を希望するものが我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育）

第十九条　国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節　日本語教育の水準の維持向上等

（日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上）

第二十条　国は、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るため、日本語教育を行う機関によるその日本語教育に従事する者に対する研修の機会の確保の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等）

第二十一条　国は、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師（日本語教育に関する専門的な知

識及び技能を必要とする業務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）の資格に関する仕組みの整備、日本語教師の養成に必要な高度かつ専門的な知識及び技能を有する者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、海外における日本語教育の水準の維持向上を図るため、外国人である日本語教師の海外における養成を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（教育課程の編成に係る指針の策定等）

第二十二条　国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語能力の評価）

第二十三条　国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節　日本語教育に関する調査研究等

（日本語教育に関する調査研究等）

第二十四条　国は、日本語教育の推進に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、日本語教育の実態（海外におけるものを含む。）、効果的な日本語教育の方法、試験その他の日本語能力の適切な評価方法等について、調査研究、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育に関する情報の提供等）

第二十五条　国は、外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、外国人等のために日本語教育に関する情報を集約し、当該集約した情報についてインターネットを通じて閲覧することを可能とするための措置、相談体制の整備に関する助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第五節　地方公共団体の施策

第二十六条　地方公共団体は、この章（第二節を除く。）に定める国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

第四章　日本語教育推進会議等

（日本語教育推進会議）

第二十七条　政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

２　関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

（地方公共団体に置く日本語教育の推進に関する審議会等）

第二十八条　地方公共団体に、第十一条に規定する基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　国は、次に掲げる事項その他日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下この条において「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一　日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲

二　外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方

三　日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上のための評価制度等の在り方

四　日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

資料

日本語教育推進施策基本的方針

はじめに

近年，我が国の在留外国人数は増加している。「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）が改正された平成2年末の約108万人（総人口の約0.87%）と比べて，令和元年末現在で約293万人（総人口の約2.33%）に増加し，日本で就労する外国人は，令和元年10月末現在で166万人となり，それぞれ過去最多を記録している。

この間，国内の日本語学習者の増加と多様化が進み，日本語学習者数は平成2年11月の約6万人から，平成30年11月現在で約26万人に増加している。また，世界の142か国・地域において日本語教育が実施されていること（過去最多），日本語学習者数は約385万人に上ることが平成30年度の調査（速報値）で確認され，海外における日本語教育の需要についても引き続き高い水準を維持している。

政府としては，関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日決定，令和元年12月20日改訂），「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日）を取りまとめ，在留資格を有する全ての外国人を社会の一員として受け入れ，外国人との共生社会を実現するために必要な施策を着実に進めている。平成31年4月から，新たな外国人材の受入れ制度（在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」）が開始され，今後も在留外国人の増加が見込まれる中で，外国人を日本社会の一員として受け入れ，外国人が社会から孤立しないようにするためには，日本語を習得できるようにすることが極めて重要である。我が国に在留する全ての外国人が日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できる環境を整備するため，学習目標を明確化するとともに，日本語教育の更なる充実が求められている。

令和元年6月28日には，日本語教育を推進することを目的として，「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）が公布，施行された。同法において，国は，法の基本理念にのっとり，日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し，実施する責務を有すること等が定められた。本方針（以下「基本方針」という。）は，同法第10条の規定に基づき，日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

日本語教育の推進は，我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに，我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要である。

また，日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進することは，多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに，各国・地域との交流の促進，友好関係の維持・発展に寄与する。

日本語教育の推進に当たっては，次の（1）から（7）の基本理念にのっとり，日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し，実施していく必要がある。

（1）日本語教育の推進は，日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し，その希望，置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

（2）日本語教育の推進は，日本語教育の水準の維持向上が図られるよう行われなければならない。

（3）日本語教育の推進は，外国人等に係る教育及び労働，出入国管理その他の関連施策並びに外交政策との有機的な連携が図られ，総合的に行われなければならない。

（4）日本語教育の推進は，国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下に行われなければならない。

（5）日本語教育の推進は，海外における日本語教育を通じて我が国に対する諸外国の理解と関心を深め，諸外国との交流を促進するとともに，諸外国との友好

関係の維持及び発展に寄与するよう行われなければならない。
（６）日本語教育の推進は，日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮して行われなければならない。
（７）日本語教育の推進は，我が国に居住する幼児期及び学齢期（満６歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。

２ 国及び地方公共団体の責務

国は，日本語教育推進法に基づき，日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定，実施する責務を有するとともに，必要な法制上の措置，財政上の措置その他の措置を講じなければならない。なお，日本語教育の状況及び政府が講じた施策に関して資料を作成し，ウェブサイトへの掲載等の適切な方法により公表する。

地方公共団体は，日本語教育推進法に基づき，国との適切な役割分担を踏まえ，地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定，実施する責務を有する。

３ 事業主の責務

事業主は，日本語教育推進法に基づき，国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに，その雇用する外国人等及びその家族に対し，職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めることが求められる。

４ 関係省庁・関係機関間の連携強化

国内外における日本語教育が適切に行われるためには，関係省庁や関係機関が連携し，日本語教育の推進に関する取組を進めていくことが重要である。国内においては，国及び地方公共団体は，関係省庁相互間やその他関係機関，日本語教育を行う機関，事業主，外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携強化や必要な体制の整備に努める。

また，海外においては，日本語教育が各国・地域の状況に応じて適切に行われることに加えて，持続的に行われることが必要である。このため，国は，独立行政法人国際交流基金（以下「ＪＦ」という。），独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。），日本語教育を行う機関，各国・地域の行政機関及び教育機関，日本語教師会，日本企業，日本人及び日系人コミュニティー，帰国留学生会等との連携強化や必要な体制の整備に努める。

第２章 日本語教育の推進の内容に関する事項

１ 日本語教育の機会の拡充

（１）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育

我が国に在留する外国人が増加する中，学校に在籍する外国人の子供の数も年々増加している。また，国際結婚家庭を中心に，日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子供も増加しており，複数の言語環境にあって日本語指導が必要な児童生徒は合わせて５万人を超える状況となっている。

さらに，出身国の多様化を背景として，これらの児童生徒の母語についても多言語化が進んでいるほか，特定の地域への集住化の傾向が見られるなど，外国人児童生徒等をめぐる状況については従前にも増して複雑な様相を呈している。

加えて，令和元年度に初めて実施された調査結果では，約２万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある，又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らかとなった。

子供たちが生活の基礎を身に付け，その能力を伸ばし，未来を切り拓ひらくことができるようにするためには，適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり，外国人等の子供の就学促進，学校への受入れ体制の整備，日本語指導・教科指導，生活指導，進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。その際，母語・母文化の重要性や，保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また，こうした施策を通じて，日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより，国際的な視点を持って社会で活躍する人材を育成するとともに，活力ある共生社会の実現に資する。

【具体的施策例】

・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため，日本語指導に必要な教員定数の義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和36年法律第116号））の規定に基づいた着実な改善を進めるとともに，日本語指導補助者や母語支援員の養成，活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また，初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のＩＣＴを活用した支援，日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組，地域の関係機関との連携等を推進する。

・系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに，外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため，養成段階における取組を推進するほか，地方公共団体等が実施する研修の充実や，研修指導者の養成等の支援を行う。特に，幼児教育段階においては，幼児期の発達の特性に留意した指導の充実が図られるよう取組を推進する。

・中学校，高等学校において，将来を見通した進路指導が提供されるよう，外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援を進める。また，全ての都道府県において，公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等，特別な配慮が図られるよう促す。

・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう，特別支援教育の担当教師が，外国人の子供に係る支援について学ぶことのできるよう必要な措置を講ずる。

・全ての外国人の子供の就学機会が確保されることを目指し，住民基本台帳部局，国際交流部局，福祉部局等の行政機関内及びＮＰＯや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ，地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供，就学促進のための取組を促進する。また，就学機会の確保のために，地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。

・学校における，日本人を含む全ての児童生徒等が，我が国の言語や文化に加えて，多様な言語や文化，価値観についても理解し，互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりの取組を促進する。

・夜間中学は，生徒の約８割を外国籍の者が占めており，本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって，社会的･経済的自立に必要な知識･技能等を修得し得る教育機関である。このため，教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号））や第３期教育振興基本計画等に基づき，全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援，地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

・幼児，児童，生徒等を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，幼児，児童，生徒及び保護者等を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びＩＣＴを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

イ 外国人留学生等に対する日本語教育

在留資格「留学」により，我が国に在住する外国人留学生（以下「留学生」という。）は約34.6万人（令和元年末）となっており，増加傾向にある。留学生は，留学を通して高度な知識・技能を身に付けた専門性を有する人材であり，日本の社会や文化への理解も深まっていることから，留学を終えた後の日本国内への定着・活躍が期待される。

留学生のうち，日本国内での就職や研究を希望する者がその希望を叶えて活躍することができるよう，職場等において円滑に意思疎通を図り，日常生活を送るために必要な日本語能力のほか，業務に必要な日本語能力の習得等，留学生に対する支援の充実のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・大学が企業等と連携し，留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを文部科学省が認定し，留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。

・専修学校が日本語教育機関及び産業界等との連携によって留学生への日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う，留学生受入れモデルの構築を推進・支援する。

・企業から採用内定を得た外国人留学生等に対して，職場において円滑に定着するために必要なコミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行，労働関係法令，企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
・留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，留学生を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びＩＣＴを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

ウ 外国人等である被用者等に対する日本語教育

我が国の外国人労働者数は約166万人（令和元年）となり，身分に基づき在留する者や就労目的で在留が認められる者，資格外活動等，その内容は様々である。平成２年の入管法の改正以降，就労目的で来日する日系人の増加及び平成22年の在留資格「技能実習」の創設等により，我が国に在留する外国人労働者は増加を続けている。また，看護・介護分野においては，二国間の経済連携協定に基づく特例的な受入れ制度により看護師・介護福祉士候補者が国内の受入施設において就労・研修活動を行っている。

日本で働くに当たっては，業務上必要となる専門的な日本語のほか，職場において日本語で意思疎通を図ることができるよう，生活に必要な日本語を身に付けることが必要である。また，職場等における効果的なコミュニケーションのため受入れ側の環境整備を図ることが重要である。このため，職務に関連した日本語及び専門分野に関する日本語や生活に必要な日本語を学習する機会の提供等の措置を講ずる。

【具体的施策例】
・日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに，企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。
・経済連携協定に基づく日本国内での日本語研修により，日常生活や病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する日本語学習機会を提供する。
・事業主等がその雇用する外国人等に対して職務に関連した専門的な知識・技能を習得するための職業訓練として専門的な日本語の習得を実施する場合の支援を行う。
・看護・介護分野において，外国人が当該専門分野に関する日本語能力の向上を図る場合の受入施設に対する支援や外国人に対する研修等の実施，外国人等が介護の日本語学習を自律的に行うための教材開発・運用等の支援を行う。
・事業主が技能実習生に対し，日本語能力の更なる向上の機会を提供することができるよう，教材開発等の支援を行う。
・定住者等身分に基づく在留資格の外国人が，安定的な就職及び職場定着を図れるよう，コミュニケーション能力の向上や日本の雇用慣行，労働関係法令，企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした研修を実施する。
・就労者及びその家族を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，就労者及びその家族を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びＩＣＴを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

エ 難民に対する日本語教育

我が国に受け入れた難民に対する日本語教育については，定住支援の一環として，条約難民及び第三国定住難民に対する支援を行っている。

特に第三国定住難民については，平成22年度からアジアで初めて第三国定住による難民の受入れを開始し，令和２年度からは受入れの対象，人数等が拡大されることとなった。

国は，引き続き，条約難民及び第三国定住難民に対し，定住支援施設における日本語教育や定住支援施設退所後の日本語学習に関する相談対応等の必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】
・条約難民及び第三国定住難民に対し，日本への定住に必要とされる基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供，日本語学習に関する相談対応等の支援を実施する。特に，第三国定住難民

については，令和２年度からの受入れ人数の拡大という政府方針を踏まえ，日本語教育プログラム等の学習環境の一層の整備を進める。

・難民を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため，都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進する。また，難民を含む外国人等に対する地域における日本語の学習機会を確保するための取組及びＩＣＴを活用した遠隔教育等の先進的取組を支援する。

オ 地域における日本語教育

地域における日本語教育は，身分又は地位に基づいて在留する外国人等（永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者，家族滞在。令和元年末現在，約 139 万人）をはじめ，我が国に在留する全ての外国人を対象とするものである。地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，日本語で意思疎通を図り，生活できるよう支援する必要があるが，在留資格や背景の多様化が進み，日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語教育は一様ではない。外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。また，外国人等の集住地域と散在地域があることや，日本語教育を行う機関や日本語教育人材の地域による偏りなど，日本語教育の状況は地域による差が大きくなっている。

さらに，日本語教師，地域日本語教育コーディネーター，行政・地域国際化協会・ＮＰＯ等の職員，ボランティア等の多様な者が，学習支援，教室運営等の様々な役割に応じて地域における日本語教育を担っていることから，都道府県及び市町村，企業，学校等の関係機関の連携・協力の推進を図る必要がある。

そのため，各地域において，地域の実情に応じた日本語教育を実施するとともに，日本語を学習する機会を提供すること，一定水準の学習内容を示すこと，日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること，学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ることが肝要である。これらを踏まえ，外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，教育・就労・生活の場でより円滑に意思疎通できるようになることを目指し，地域における日本語教育環境の強化のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・都道府県及び指定都市が行う，総合調整会議や総括コーディネーターの設置，日本語教室の実施，行政職員や地域住民に対するやさしい日本語の研修等の地域日本語教育の総合的な体制づくりを支援するとともに，ノウハウの提供，地方公共団体の日本語教育担当者との情報交換による日本語教育の状況把握及び地方公共団体間の情報交換の機会の提供等に取り組み，全国において地域日本語教育を推進する。

・日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人等に日本語を学習する機会を提供するため，一定数の外国人等が在住しているが，日本語教室が開催されていない市区町村（以下「日本語教室空白地域」という。）に対して日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し，日本語教室の開設を促進する。また，日本語教室空白地域を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する協議会を開催し，日本語教室の開設・運営についての協議の場を提供する。さらに，日本語教室空白地域等に在住し，日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために，生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ＩＣＴ教材）の開発を進め，提供を行う。

・ＮＰＯや公益法人，大学等が取り組む，地域の実情や外国人等の状況に応じた日本語教育や日本語教育人材の育成のための先進的な取組を支援する。

・行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局，経済団体，大学，日本語学校，ＮＰＯ等）との連携や日本語教室の企画・運営の中核を担い，日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。

・地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため，地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。

（２）海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育

海外において外国人等に対して日本語教育を行うことは，我が国への理解と関心を増進し，我が国と各国・

地域との間の交流の担い手を育成するという，外交上の観点からも重要である。また，外国人等の日本企業への就職や我が国の大学等への留学，我が国における生活等の円滑化にも寄与するものである。主要国がそれぞれ自国言語の国際的な普及に努めている中で，我が国が海外における日本語教育の推進における取組を怠れば，外交面，経済面その他の不利益を被るおそれがある。日本文化への関心，我が国における就労や留学等，海外における日本語の学習目的が多様化する中で，各国・地域の状況に応じて日本語教育が持続的かつ適切に行われ，より多くの者に日本語教育の機会が提供できるよう，関係省庁が適切に連携し，また，国内外の関係機関や団体との連携・協力に努めつつ，現地の日本語教育体制及び教育基盤の整備のために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・ＪＦを通じ，各国・地域に日本語教育の専門家を派遣し，現地の行政機関や日本語教師育成機関，日本語教育を行う機関等と連携し，海外において日本語教育を行う上で重要な役割を担う現地の日本語教師の養成やその日本語教授能力の向上，日本語教師の養成を担える人材の養成を目的とする研修及び助言等を行うとともに，現地の日本語教師が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。

・ＪＦを通じ，各国・地域の初等・中等・高等教育機関や日本語教育を行う機関で学習する者，就学や就労等を目的として日本に居住予定の者，居住地の近隣に日本語教育を行う機関が存在しない者等，学習者ごとの形態に合わせて利用できる教材（インターネット上の教材を含む。）を開発・提供すると同時に，学習者のニーズに応じた多様な教材を提供するという観点から，日本語教育を行う機関等が独自に教材を開発しようとする場合には支援を行う。

・ＪＦを通じ，外国人等が日本語を学習する場を安定的に提供する観点及び日本語教育の質の向上を図る観点から，各国・地域の日本語教師会や学会，初等・中等・高等教育機関や就労のため来日する外国人を対象に日本語教育を行う機関の活動に対して，日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達，日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか，ＪＦが派遣する日本語教育の専門家等の媒介により機関間・日本語教師間のネットワークを強化し，教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

・ＪＦを通じ，外国人等が継続して日本語の学習を続けるための意欲の維持及び向上が図られるよう，学習奨励事業として，各国・地域の日本語教育を行う機関が実施する日本語弁論大会等の催しの開催への協力や学習者が我が国において実施される研修に参加する機会を提供するなどの支援を行う。また，各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を促すため，これらの学習奨励事業も活用しつつ，ＪＦ及び必要に応じ在外公館を通じ，外国語教育の政策決定者・教育関係者に対して日本語教育実施について不断の働きかけを行う。

・将来にわたって親日派・知日派が育成されるよう，ＪＦを通じ，職務上日本語の学習を必要とする各国の外交官，公務員，研究者等が我が国において実施される研修に参加する機会を提供する。

・ＪＦ等を通じ，経済連携協定に基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に訪日前から日本語研修を行うことで，生活に必要な日本語を身に付けるだけでなく，病院・介護施設等の受入施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう専門分野に関する基礎的な日本語学習機会を提供する。

・外国人等が日本語を学習する大きな動機の一つに我が国の文化に対する関心が挙げられることから，現時点で日本語教育が行われていない国・地域も含め，海外における日本語学習への関心の喚起を目的として，ＪＦを通じ，我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組を併せて推進する。

・我が国への留学を希望する者が我が国の大学等で教育を受けるために必要な水準の日本語を習得することができるよう，大学等の海外拠点や在外の関係機関と連携し，現地の日本語教育体制及び基盤整備の支援を行う。

・海外における日本語教育については，民間企業や日本語教育を行う機関など民間の団体が果たす役割も大きいため，官民を挙げて海外における日本語教育を一層推進する観点から，民間団体との連携に向けた検討を進める。

・開発途上国からの要請に基づき，ＪＩＣＡを通じ，同国の経済・社会の発展，復興への寄与を目的として，

現地各機関のニーズに応じた日本語教育に協力するＪＩＣＡ海外協力隊を引き続き派遣する。

イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育

海外在留邦人の子に対する日本語教育は，将来，日本へ帰国した際の就学や就職等に当たっての備えとしても重要である。また，海外に移住した邦人の子孫等は，我が国と在留国との間の交流や在留国における親日層の拡大における活躍に加えて，多様な言語・文化背景を持つグローバル人材としての活躍が期待できることから，これらの者が日本をルーツに持つことを認識し，我が国に関する理解を深めることを促すため，これらの者に対する日本語教育支援に必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・海外に移住した邦人の子孫，外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について，ＪＦを通じ，日本語学習の形態，日本語教育を行う機関の現状や課題等，その実態の把握に努め，現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する。

・海外在留邦人学齢児童生徒に対し，国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って教科書の無償給与を行うとともに，在外教育施設における教育環境機能の強化を図るため，教師の派遣，校舎借料・現地採用教師給与・安全対策費への援助，教材整備等の支援を行う。

・中南米地域の移住者等により構成された団体の実施する日本語教育を支援するため，これらの団体が実施する日本語教育の実態の把握に努め，ＪＩＣＡを通じて，日本語教育に協力するＪＩＣＡ海外協力隊を派遣するほか，研修を通じた現地日本語教師の育成や同団体に対する助成金の交付を行う。

２ 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ，社会に参加して共生していくためには，日本語能力を身に付け，日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり，日本社会にとって大きな意義を有する。そのため，国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】

・外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから，日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し，国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。

・全国の都道府県，指定都市，中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。

・日本語教育に関する教材，カリキュラム，報告書，施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し，横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（ＮＥＷＳ）」を公開・運用する。

３ 日本語教育の水準の維持向上等

（１）日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

法務大臣が日本語教育機関の告示基準に適合しているとして留学告示で指定した日本語教育機関は，近年様々な課題が指摘されていることから，令和元年８月に告示基準の一部が改定され，基準の厳格化が図られた。今後，同告示基準の適正な運用により，適切に日本語教育環境を確保していく必要がある。また，将来，日本語教育に従事しようとする者に対して質が高く安定した教育・研修を提供することが重要である。

そのため，日本語の学習希望者に対して充実した学習機会を提供する観点から国内外において，日本語教育を行う機関の日本語教育水準を維持又は向上させるための措置を講ずる。

【具体的施策例】

・日本語教育機関が，在籍する留学生の日本語能力に係る試験結果等を出入国在留管理庁に報告し，一定の基準を下回る場合には改善方策を報告することとされている制度の運用において，日本語教育機関から提出された資料等に基づく指導や積極的な実地調査等を適切に実施することにより，日本語教育機関の教育水準の維持向上を図る。

・出入国在留管理庁が定めた日本語教育機関の告示基

準における教員の要件の一つである日本語教師養成研修について，文化庁への届出を義務化し，質の高い日本語教育人材の養成を図る。
・ＪＦを通じ，日本語教育の専門家等を海外に派遣するとともに，現地の教育行政機関と協力して教育カリキュラム及び教材の開発普及，日本語教師養成コースの設置等を進める。また，海外の日本語教育を行う機関の教育水準を維持向上させるために必要な教師の雇用や教材調達，日本語教育関連の催しの開催等に必要な経費の一部を助成するほか，機関間のネットワークを強化し，教授法や教材等の情報共有及び相互協力を促す。

（２）日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
　国内における多様な背景を持つ外国人等の受入れの進展や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として，国内外での日本語学習ニーズの増大によって日本語教育がより一層必要とされているため，日本語教育に従事する者（以下「日本語教育人材」という。）の養成及び資質・能力を向上させるための研修の実施のために必要な措置を講ずる。

【具体的施策例】
・文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）に示された教育内容等に基づき，生活者としての外国人，留学生，児童生徒等，就労者，日本語学習支援者等に対する日本語教育人材の養成・研修を推進するため，具体的なカリキュラムの開発及び実施，並びにその普及を図る。
・日本語教師の質を担保するため，文化審議会国語分科会において取りまとめた「日本語教師の資格の在り方について」（報告）を踏まえ，日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の制度設計を行い，必要な措置を講ずる。
・行政や地域の関係機関（地方出入国在留管理局，経済団体，大学，日本語学校，ＮＰＯ等）との連携や日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる地域日本語教育コーディネーターを育成するための研修を実施する。【再掲】
・地域日本語教育の優良事例等の情報共有や国の政策動向等の周知を図るため，地方公共団体の日本語教育担当者に対する研修を実施する。【再掲】
・ＪＦ等を通じ，現地の日本語教師に対する研修会の支援，現地日本語教師の訪日研修等を実施するとともに，日本語教育の専門家等による日本語教育を行う機関に対する巡回指導等を行うことで，外国人等である日本語教師の能力及び素質の向上を支援する。
・ＪＩＣＡを通じ，帰国したＪＩＣＡ海外協力隊が日本国内の各地域における日本語教育人材として活躍するための支援を行う。

４ 教育課程の編成に係る指針の策定等
我が国に在留する外国人等にとって，自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，日本語で意思疎通を図り，生活できるようになることが必要であるが，出身，文化，年齢，在留資格，職業，滞在目的等の多様化が進み，日本語の学習を希望する外国人等が望む日本語教育は一様ではない。国内外を行き来する多様な日本語学習者及び日本語教師をはじめとする全ての日本語教育関係者が参照し，生活，就労，留学といった外国人の活動状況に対応した日本語教育の基準や目標を定めることが可能となるよう，学習，教授，評価に係る日本語教育の包括的な枠組みを示すとともに，これを踏まえ，日本語能力の判定基準の策定を行い，外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にし，その普及・定着を図るなどの必要な施策を講ずる。
また，海外においては，学習者自らが日本語の習得段階を把握できることは学習意欲を維持又は向上させる効果をもたらし，日本語教師が生徒の習得の進捗を確認する観点からも重要である。加えて，広く活用が進む外国語教育の参照枠を参考にして海外における日本語教育においても指導方法等を開発・普及させていくことは，日本語教育の一層の推進に効果的である。そのため，これらに資する措置を講ずる。

【具体的施策例】
・「ヨーロッパ言語共通参照枠（以下「ＣＥＦＲ」という。）」を参考に，日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし，外国人等が適切な評価を受けられるようにするため，日本語教

育に関わる全ての者が参照可能な日本語学習，教授，評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
・「日本語教育の参照枠」を踏まえ，「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い，言語・文化の相互尊重を前提としながら，日本語で意思疎通を図り，自立した言語使用者として生活できるよう支援するため，「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」（平成22年5月19日文化審議会国語分科会）について，文化審議会国語分科会において検証を行い，その改定を行う。
・日本語教育を受ける者の日本語能力や目的に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう，ＪＦを通じ，ＣＥＦＲを参考にした日本語教育の参照枠である「ＪＦ日本語教育スタンダード」の提供，指導方法や教材（インターネット上の教材を含む。）の開発及び普及等の取組を行う。

５ 日本語能力の評価

外国人等の日本語能力を判定する方法として国内外で実施されている様々な日本語能力を判定する試験においては，個々の指標に基づき，レベルや判定基準等が設定されている。一方，日本語能力が求められる様々な分野における外国人等の活動が拡大し，学習・教育内容や方法の多様化が進む中，外国人等の利便性を高め，また，外国人等を受け入れる者による外国人等の日本語能力の把握を容易にするためにも，各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備し，利用できるようにすることが必要となっている。

そのため，国内外で参照できる「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」を策定するなどの必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】
・国内外で実施されている様々な試験と「日本語教育の参照枠」との連関を示すための方法等を示した「日本語能力の判定基準」を文化審議会国語分科会において検討・作成する。
・日本語を学習する外国人の日本語能力を適切に評価するため，ＪＦを通じ，現地事情を踏まえ各国・地域において「日本語能力試験」（ＪＬＰＴ）を実施するとともに，在留資格「特定技能」による外国人の円滑な受入れを実現するため，外国人材の受入れニーズ等を踏まえ「国際交流基金日本語基礎テスト」（ＪＦＴ－Ｂａｓｉｃ）の実施を推進する。

６ 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

（１）日本語教育に関する調査研究等

我が国に在留する外国人等の増加や海外における日本の社会や文化への関心の高まり等を背景として日本語学習者が増加しており，日本語の学習を希望する外国人等の日本語能力や学習目的も多様となっていることから，日本語教育を一層推進するためには，日本語教育の実態を調査し，課題解決に必要な情報を把握するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】
・国内における日本語教育に関する実態調査や，「日本語教育の参照枠」を検討・作成・活用する際に必要となる日本語教育の内容，ＩＣＴを活用した遠隔教育等の効果的な日本語教育の方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施する。
・各国の日本語教育の実態，日本語学習者の学習目的等を把握しその結果を海外で実施する日本語教育事業の検討，改善に役立てるほか，研究者等が日本語教育に関する調査・研究を行う際の基礎資料として，また，日本語教育を行う機関及び国際交流団体等が日本語教育に関する各種事業を実施する際の参考資料として，さらに，日本語教育を行う機関等の情報交換や相互交流・ネットワーク形成のための参考資料として活用できるよう，ＪＦにおいて，およそ３年間に１度の頻度で海外における日本語教育を行う機関の調査を行う。

（２）日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は，例えば，学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが，学習希望者や日本語教師，職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう，日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

【具体的施策例】

・外国人等が生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けるためには日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから，日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会や地域日本語教育に関連する諸事業におけるシンポジウム等を開催し，国民に日本語教育の重要性の理解を深めてもらう機会を提供する。【再掲】

・全国の都道府県，指定都市，中核市等の日本語教育担当部署の窓口や地域日本語教室の情報の一覧を文化庁ウェブサイトに掲載する。【再掲】

・日本語教育に関する教材，カリキュラム，報告書，施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し，横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム（ＮＥＷＳ）」を公開・運用する。【再掲】

・職場で働く外国人等の学習の機会提供につなげるために，企業等に対し日本語教育等に関する情報の周知を検討する。

・外国人等が日本語教育に関して必要な情報を得られるよう，ＣＥＦＲを参考にして開発した教材，ｅラーニングをはじめとするオンラインコンテンツ，日本語教師のための素材やアイデア等の授業に役立つ情報，各国における教育制度や日本語をはじめとする外国語教育の実施状況及び日本語教育を行う機関に関する調査結果，日本語試験の情報等，海外において日本語教育に携わる上で参考になる情報をＪＦのウェブサイトにおいて随時公表する。

第３章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

１ 推進体制

（１）日本語教育推進会議

文部科学省，外務省その他の関係行政機関の相互の調整を行い，日本語教育の推進に関する施策を総合的，一体的かつ効果的に推進するため，日本語教育推進法第26条に基づき「日本語教育推進会議」を設ける。

日本語教育推進会議においては，関係行政機関相互の調整を行い，その相互の調整に際して，日本語教育推進法第27条に基づき設けられた「日本語教育推進関係者会議」において，日本語教育の専門家，日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者等の関係当事者の意見を聴く。

（２）地方公共団体における推進体制

地方公共団体は，関係機関・関係者（日本語教育を行う機関，企業，地域国際化協会，ＮＰＯ等）との連携の強化，基本方針を参酌して地域の実情に応じて日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育推進のために必要な施策の実施に努めるものとする。また，地方公共団体の基本的な方針その他の重要事項を調査審議させるため，条例で定めるところにより，合議制の機関を置くことができる。

２ 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育推進法附則第２条を踏まえ，日本語教育を行う機関（日本語教育を行う学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校）を含む。）のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で，日本語教育推進法第８条において，政府は，日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

３ 基本方針の見直し

日本語教育推進法第10条第６項に基づき，日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案し，おおむね５年ごとに基本方針に検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更するものとする。

基本方針の見直しに当たっては，日本語教育推進法第10条第７項に基づき，基本方針の案について日本語教育推進会議において関係行政機関相互の調整を行い，その相互の調整に際して日本語教育推進関係者会議の意見を聴くものとする。

以上